

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第九中「メトレレプチン製剤」を

「メトレレプチン製剤

に改める。

アバタセプト製剤」